

八幡浜地区施設事務組合聴聞規則

〔平成6年 9月30日〕
規 則 第 2 号

改正 平成17年 3月28日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、組合長が行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき聴聞を行うに当たり、別に定めるものを除くほか、聴聞の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 聴聞については、八幡浜市聴聞規則（平成17年八幡浜市規則第16号）を準用する。この場合において「市長」とあるものは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。